

発議第17号

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年10月20日 提出

松阪市議会議員	水谷晴夫
	今井一久
	深田龍
	坂口秀夫
	中村良子
	山本芳敬
	山本節
	永作邦夫
	中島清晴

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書  
近年の厳しい経済や雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。  
2011年度における一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.1%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国でデータのある31カ国中、30位となっている。

他方、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は30.5%で、OECD平均の16.1%を大きく上回っている。

全国で16.3%、6人に1人の子供が貧困状態にあり、三重県においても8.9人に1人の子供が就学援助を受けている。厳しい状況に置かれた子供たちに寄り添う教育や、一人一人の人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要である。

高等学校段階においては、入学料、教材費、部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題となっている。

昨年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、また、三重県内では、高校生等奨学給付金制度が導入された。その一方で、貸与型の奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担になっているという課題も出てきている。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善など、より一層の支援策が必要であり、家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって国においては、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 20 日

三重県松阪市議会議長 大 平 勇